

■ 受益者負担金（分担金）の徴収猶予と減免

土地の状況や使用状態などで、負担金（分担金）の徴収を猶予する制度や、負担金（分担金）を減免する制度があります。

（徴収猶予の例）

猶予の対象となる事柄	猶予の期間
田や畑（農地）、山林、原野などの場合	宅地として利用する日まで
災害、盗難等の被害により負担金（分担金）の納付が困難である場合（公の証明書を得られるもの）※	市長が認定する期間
受益者または受益者と生計を一にする親族が病気や負傷により長期療養のため負担金（分担金）の納付が困難である場合（医師の診断書を得られるもの）※	市長が認定する期間
係争中の場合（裁判等で争っているもの）※	受益者が決定する日まで

※印の場合は、申請が必要です。事前にご連絡ください。

ご注意ください!!

農地とは、農家が農業収入を得るために耕作している土地を指します。

したがって、**一般のかたが宅地を利用して耕作する、いわゆる「家庭菜園」は農地に含まれません。**

（減免の例）

減免の対象となる土地	減免率
境内地、墓地	50～100%
公共性が認められる私道	100%
自治会・町内会等の集会所の敷地 ※	100%

※印の場合は、申請が必要です。事前にご連絡ください。

ご注意ください!!

駐車場や更地は、徴収猶予や減免の対象となりません。

